

新	旧
<p style="text-align: center;">契 約 事 項</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第3条の2 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県財務規則第178条第3号(又は第6号)の規定により免除」と記載がある場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金の10分の1以上としなければならない。</u></p> <p><u>4～6 略</u></p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする前払法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>4・5 略</u></p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">契 約 事 項</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第3条の2 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県財務規則第178条第3号(又は第6号)の規定により免除」と記載がある場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p><u>2 前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～5 略</u></p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする前払法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>2 発注者は、前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3・4 略</u></p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>

改正後の規定は、令和4年11月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う業務から適用する。